

湖周行政事務組合廃棄物処理施設の手数料の徴収に関する事務処理要綱

平成 28 年 11 月 30 日

告示第 8 号

改正 令和 2 年 3 月 25 日告示第 2 号

令和 3 年 3 月 23 日告示第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、湖周行政事務組合廃棄物処理施設の設置管理等に関する条例（平成 28 年湖周行政事務組合条例第 1 号。以下「条例」という。）及び湖周行政事務組合廃棄物処理施設の設置管理等に関する条例施行規則（平成 28 年湖周行政事務組合規則第 2 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(組合長が認める基準)

第 2 条 規則第 7 条第 1 項ただし書に規定する納付期限を定めて徴収すること（以下「後納」という。）に係る組合長が認める場合の基準は、条例第 5 条に規定する搬入者（以下「搬入者」という。）が次のいずれかに該当するときとする。

- (1) 湖周行政事務組合規約（長野県諏訪地方事務所指令 23 諏地政第 38 号）に規定する組織市町（以下「組織市町」という。）の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けているとき。
- (2) 諏訪湖周クリーンセンターへの処理対象廃棄物搬入回数が、おおむね月 15 回以上となるとき。
- (3) 諏訪湖周クリーンセンターへの処理対象廃棄物搬入重量が、おおむね月 5 トン以上となるとき。
- (4) その他、組合長が特別な事由があると認めるとき。

(後納の申請等)

第 3 条 手数料を後納しようとする搬入者（次条において「申請者」という。）は、湖周行政事務組合廃棄物処理手数料後納申請書（様式第 1 号）に、必要な書類を添えて組合長に提出しなければならない。ただし、すでに組織市町から料金後納又は一括納付の許可を受けている搬入者にあつては、この限りでない。

2 申請者は、処理対象廃棄物の搬入量又は搬入回数等の前条に掲げる基準に係る事項に

変更が生じたときは、湖周行政事務組合廃棄物処理手数料後納申請書（様式第 1 号）により再度申請しなければならない。

（後納の承認）

第 4 条 組合長は、前条の申請があったときは内容を審査し、後納の承認をするときは、湖周行政事務組合廃棄物処理手数料後納承認書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

（後納に係る手数料の納入）

第 5 条 組合長は、前条の規定により後納の承認を受けた者（以下「後納許可者」という。）が、諏訪湖周クリーンセンターに処理対象廃棄物を搬入したときは、納入通知書により手数料を通知するものとする。

2 前項の納入通知書は、毎月 10 日までに後納許可者に通知するものとする。

3 後納許可者は、納入通知書に記載された納付期限までに手数料を納入しなければならない。

（ＩＣカードの申請及び承認）

第 6 条 後納許可者は、湖周行政事務組合 ＩＣカード発行等申請書（様式第 3 号）に、必要な書類を添えて組合長に提出しなければならない。

2 組合長は、前項の申請があったときは内容を審査し、承認する場合は、ＩＣカードを発行するものとする。

3 前項により ＩＣカードの発行を受けた者（以下「ＩＣカード許可者」という。）が、その使用を中止する場合は、湖周行政事務組合 ＩＣカード発行等申請書（様式第 3 号）を組合長に提出するとともに、該当する ＩＣカードを返却しなければならない。

（ＩＣカードの発行に係る手数料の納入）

第 7 条 組合長は、ＩＣカード許可者に対して、納入通知書により手数料を通知するものとする。

2 前項の納入通知書は、ＩＣカードの発行から 10 日以内に ＩＣカード許可者に通知するものとする。

3 ＩＣカード許可者は、納入通知書に記載された納付期限までに手数料を納入しなければならない。

（受入拒否）

第 8 条 組合長は、納付期限までに手数料が納入されないときは、後納許可者に対して諏訪

湖周クリーンセンターへの受入れを拒否できるものとする。

(承認の取消)

第9条 組合長は、後納許可者が次のいずれかに該当するときは、後納の承認を取り消すことができるものとする。

- (1) 手数料を滞納したとき。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条の3及び法第14条の3の規定により、事業の全部又は一部の停止処分を受けたとき。
- (3) 法第7条の4又は法第14条の3の2の規定により、廃棄物収集運搬業の許可を取り消されたとき。
- (4) 法第19条の3に規定する改善命令若しくは法第19条の4に規定する措置命令を受けたとき。
- (5) 湖周行政事務組合の指導に従わないとき。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は組合長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則（令和2年告示第2号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

湖周行政事務組合廃棄物処理手数料後納申請書（新規・変更）

湖周行政事務組合 組合長 殿

〒

住 所

申請者名

電話番号

湖周行政事務組合廃棄物処理施設の手数料の徴収に関する事務処理要綱第 3 条の規定により、廃棄物処理手数料の後納の承認を受けたいので申請します。

1 搬入頻度及び支払方法

1 月当たりの搬入量（見込み）	
1 月当たりの搬入回数（見込み）	

※支払方法は原則口座振替のみとする。

2 搬入に使用する車両等

車種	登録番号	最大積載量（k g）	備考

※添付書類

- (1) 税金を納めている市町の納税証明書
- (2) 法人の登記事項証明書
- (3) 車検証の写し

様式第 2 号（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

湖周行政事務組合廃棄物処理手数料後納承認書

様

湖周行政事務組合 組合長 今 井 竜 五

年 月 日付けで申請のあった湖周行政事務組合廃棄物処理手数料の後納について、
下記の条件を付して承認します。

記

1 後納の承認期間 年 月 日 から 年 月 日まで

2 搬入に使用する車両等

車種	登録番号	最大積載量（k g）	備考

3 承認の条件

- (1) I Cカードを持参し搬入すること。
- (2) 搬入する者は、社員証等身分証明書を携帯すること。
- (3) 承認した車両で搬入すること。
- (4) 手数料は、納入通知書に記載された納付期限までに納入すること。
- (5) 納入が確認出来ない場合は、後納許可を取り消す。
- (6) 承認された事項に変更が生じた場合は、様式第 1 号にて直ちに届出をすること。

様式第 3 号（第 6 条関係）

年 月 日

湖周行政事務組合 I C カード申請書（新規・返却・再発行）

湖周行政事務組合 組合長 殿

〒

住 所

申請者名

電話番号

湖周行政事務組合廃棄物処理施設の手数料の徴収に関する事務処理要綱第 6 条の規定により、I C カードの発行等について承認を受けたいので申請します。

申請区分	1. 新規発行 2. 返 却（車両廃止） 3. 再 発 行
自動車登録番号・車両番号	
搬入区分	1. 直営 2. 市町委託 3. 収集運搬許可 4. 一般事業 5. 家庭ごみ
収集地区	1. 岡 谷 市 2. 諏 訪 市 3. 下諏訪町
添付書類	車検証の写し ※ 返却の場合は該当する I C カード

※ I C カード発行に係る手数料は、別添の納付書にて指定の期日までに支払うものとする。

組合確認欄

車 番		登録風袋		所 属	
種 別		地 区		備 考	

